鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年３月31日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第41号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成８年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (１)～(11)　略 (12)　総室内室長　組織規則第６条の表課及び総室内室の欄に掲げる子育て応援室、家庭福祉室、企画調査室、経営支援室、通商物流室、人材育成確保室、労働政策室、雇用就業支援室、企業立地推進室、新事業開拓室、次世代環境産業室、産学金官連携室、林政企画室、県産材・林産物需要拡大室<u>、森林づくり推進室及び全国植樹祭準備室</u>の長をいう。 (13)～(18)　略	（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (１)～(11)　略 (12)　総室内室長　組織規則第６条の表課及び総室内室の欄に掲げる子育て応援室、家庭福祉室、企画調査室、経営支援室、通商物流室、人材育成確保室、労働政策室、雇用就業支援室、企業立地推進室、新事業開拓室、次世代環境産業室、産学金官連携室、林政企画室、県産材・林産物需要拡大室<u>及び森林づくり推進室</u>の長をいう。 (13)～(18)　略

別表第１（第３条、第４条、第５条、第６条、第８条、第11条関係）

共通事項に係る事務処理権限

事項		事務処理権限の区分									
			専決権者				委任決裁権者				
種類	内容	知事	部長	課長	会計担当	地方機	副知事	部長	局長	課長	地方機

別表第１（第３条、第４条、第５条、第６条、第８条、第11条関係）

共通事項に係る事務処理権限

事項		事務処理権限の区分									
			専決権者				委任決裁権者				
種類	内容	知事	部長	課長	会計担当	地方機	副知事	部長	局長	課長	会計担当	地方機

					職員	関の長					関の長
略											
八　公有財産の管理に関する事務	略										
	11　略										
	12　土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの										
	(一)　同法第30条第1項（同法第30条の2において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止等により土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出及び周知措置の措置			○							
	(二)　同法第32条第1項の規定による収用又は使用の手続の保留の申立書の提出		○								
	(三)　同法第34条の規定による収用又は使用の手続を保留した土地についての手続を開始する旨の申立て		○								
	(四)　同法第35条第1項の規定による事業の準備のため等の土地等の測量及び調査			○							
	(五)　同法第36条第4項の規定による市町村長に対する立会い及び署名押印の要求		○								
	(六)　同法第47条の3第1項の規定による収用委員会に対する明渡裁決の申立てに係る書類の提出		○								
	(七)　同法第63条の規定による収用委員会の審理における意見書の提出等及び参考人等の審問の申立て		○								
	(八)　同法第79条の規定による物件の収用の請求		○								
	(九)　同法第82条第3項及び第6項の規定による替地の提供等についての収用委員会の勧告の受諾の決定		○								
	(十)　同法第84条第1項の規定による工事の代行による補償の要求		○								
	(十一)　同法第85条第1項の規定による物件の移転の代行による補償の要求		○								
	(十二)　同法第95条第2項及び第4項（同法第97条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補償金等の供託並びに同条第5項の規定による替地の供託		○								
	(十三)　同法第102条		○								

					職員	関の長					職員	関の長
略												略
八　公有財産の管理に関する事務	略											略
	11　略											略

	の2第1項の規定による土地等の引渡し等の請求 (十四) 同法第105条の規定による土地の返還又は原状回復 (十五) 同法第122条第1項の規定による非常災害の際の土地の使用 (十六) 同法第123条第1項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用についての収用委員会への申立て		○ ○ ○								
	13 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同法第3条第1項の規定による特定公共事業の認定に係る関係住民からの意見の聴取等 (二) 同法第20条第1項の規定による収用委員会への緊急裁決の申立て		○ ○								
	14 略										
	15 略										
	16 略										
	17 1から16までに掲げるもののほか (一)～(三) 略										
略											

別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項		事務処理権限の区分							地方機関の長の名称
	種類	内容	知事	専決権者			委任決裁権者			
				部長	課長	地方機関の長	部長	課長	地方機関の長	
防災課	略									
危機管理課	略									
消防課	略									
略										
政策	略									

	12 略										略
	13 略										略
	14 略										略
	15 1から13までに掲げるもののほか (一)～(三) 略										略
略											略

別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項		事務処理権限の区分							地方機関の長の名称
	種類	内容	知事	専決権者			委任決裁権者			
				部長	課長	地方機関の長	部長	課長	地方機関の長	
防災チーム	略									
危機管理チーム	略									
消防チーム	略									
略										
政策	略									

法務課	二 略										
略											
営繕課	略										
	三 営繕工事に係る鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第6号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 設備工事に係るもの (イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの a及びb 略			○						
		略									
		27 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの			○				○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	

法務課	二 略										
	三 鳥取県立公文書館管理規則（平成2年鳥取県規則第47号）に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務								○	公文書館長
略											
営繕課	略										
	三 営繕工事に係る鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第6号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a及びb 略			○						
		略									
		27 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 著しく重大なかしに係るもの (1) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (2) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (3) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (4) 西部総合	○	○	○				○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務	

		略								
略										
医療指導課	略									
	四　薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく知事の権限に属する事務（畜産課の所掌事務に係るものを除く。）	略								
		19　同法第38条において準用する同法第10条の規定による医薬品販売業の廃止等の届出の受理 (一)　県外の配置販売業者に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
		略								
		24　同法第69条の規定による薬局開設等に対する報告の命令又は薬局等への立入り及びその構造設備等の検査若しくは関係者に対する質問若しくは医療品等の収去の実施 (一)　製造販売業者、製造業者（これらの者のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者を除く。）及び県外の配置販売業者に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
		略								
		28　同法第72条の2の規定による業務体制の整備の命令 (一)　県外の配置販売業者に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
		略								
		32　同法第73条の規定による薬局等の管理者の変更の命令 (一)　県外の配置販売業者に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
		略								
略										
五　薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下医療指導課の項の五において「令」という。）第80条の規		略								
		4　同法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による調査			○					

		事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								所長
		略								
略										
医療指導課	略									
	四　薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく知事の権限に属する事務（畜産課の所掌事務に係るものを除く。）	略								
		19　同法第38条において準用する同法第10条の規定による医薬品販売業の廃止等の届出の受理							○	総合事務所長
		略								
		24　同法第69条の規定による薬局開設等に対する報告の命令又は薬局等への立入り及びその構造設備等の検査若しくは関係者に対する質問若しくは医療品等の収去の実施							○	総合事務所長
		略								
		28　同法第72条の2の規定による業務体制の整備の命令							○	総合事務所長
		略								
		32　同法第73条の規定による薬局等の管理者の変更の命令							○	総合事務所長
		略								
略										
五　薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この号において「令」という。）第80条の規		略								
		4　同法第14条第6項（第9項において準用する場合を含む。）の規定による調査		○						

う。）第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法に基づく事務	略									
	9 略									
	10 同法第40条の3において準用する同法第19条第2項の規定による事業所の廃止等の届出の受理			○						
	11 略									
	12 略									
	13 略									
	14 略									
	15 略									
	16 略									
	17 略									
	18 略									
	19 略									
	20 同法第80条第1項の規定による調査			○						
六 薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務（畜産課の所掌事務に係るものを除く。）	略									
	3 略									
七 薬事法施行令第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法施行令に基づく事務	略									
	2 略									
八 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
	5 同令第159条の10第4項の規定による販売従事登録の消除			○						
	略									
略										
九 鳥取県薬事法施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による配置販売業取扱品目変更指定書等の交付 (一)及び(二) 略									
	略									
略										
十一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法第303号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
	4 同法第7条第3項（同法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定による毒物劇物取扱責							○	総合事務所長	

定により知事が行うこととされた薬事法に基づく事務	略									
	9 略									
	10 略									
	11 略									
	12 略									
	13 略									
	14 略									
	15 略									
	16 略									
	17 略									
	18 略									
六 薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務（畜産課の所掌事務に係るものを除く。）	略									
	3 略									
	4 同令第73条の規定による輸出用医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の規準に係る調査の結果通知		○							
七 薬事法施行令第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法施行令に基づく事務	略									
	2 略									
	3 同令第23条の規定による適合性調査の結果の通知		○							
八 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
	5 同令第159条の10の規定による販売従事登録の消除申請の受理			○						
	略									
略										
九 鳥取県薬事法施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による配置販売業取扱品目変更指定書等の交付 (一)及び(二) 略									
	略									
略										
十一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法第303号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
	4 同法第7条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理							○	総合事務所長	

		任者の氏名の届出の受理																			
		略										略									
		6 略										6 略									
		7 同法第10条第2項の規定による特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出の受理			○																
		8 同法第15条の3の規定による廃棄物の回収等の必要な措置の命令 (一) 毒物又は劇物の販売業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長											
		9 同法第17条第2項(同法第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定による毒物劇物販売業者等からの報告の徴収又はこれらの者の店舗等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去							○	総合事務所長		7 同法第17条第2項の規定による毒物劇物販売業者等からの報告の徴収又はこれらの者の店舗等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去							○	総合事務所長
		10 略										8 略									
		11 略										9 略									
		12 同法第21条の規定による毒物又は劇物販売業者等からの現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理 (一) 毒物又は劇物の販売業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長		10 同法第21条の規定による毒物又は劇物販売業者等からの現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理							○	総合事務所長
		13 略										11 略									
		14 同法第22条第4項において準用する同法第15条の3の規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者に対する廃棄物の回収等の必要な措置の命令							○	総合事務所長											
		15 同法第22条第4項において準用する同法第19条第3項の規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者に対する毒物劇物取扱責任者の変更命令							○	総合事務所長											
		16 同法第22条第6項の規定による違反者に対する必要な措置の命令							○	総合事務所長											
	十二 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261	略									十二 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261	略									
		5 同令第36条の2第1項の規定による毒物劇物営業者										5 同令第36条の2第1項の規定による毒物劇物営業者							○	総合事務所長

号）に基づく知事の権限に属する事務	等の登録票等の受理 (一)　販売業者の登録票に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
	6　同令第36条の2第2項の規定による業務停止の期間満了後の登録票等の交付 (一)　販売業者の登録票に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	総合事務所長
十三　毒物及び劇物取締法施行令第36条の7の規定により知事が行うこととされている毒物及び劇物取締法に基づく事務	1　略								
	2　同法第4条第4項の規定による登録の更新			○					
	3　同法第7条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理			○					
	4　略								
	5　略								
	6　同法第17条第1項の規定による毒物劇物製造業者等からの報告の徴収又はこれらの者の製造所等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去			○					
	7　略								
	8　略								
	9　略								
	10　略								
	11　略								
略									
十五　あへん法（昭和29年法律第71号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第44条第6項の規定によるけし栽培者の許可の取消しについての大臣への具申			○					
十六　大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	5　同法第18条の規定による大麻取扱者免許の取消し		○						
	略								
十七　覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	2　同法第8条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の取消し及び覚せい剤研究者の研究の停止の命令		○						

号）に基づく知事の権限に属する事務	等の登録票等の受理								
	6　同令第36条の2第2項の規定による業務停止の期間満了後の登録票等の交付							○	総合事務所長
十三　毒物及び劇物取締法施行令第36条の7の規定により知事が行うこととされている毒物及び劇物取締法に基づく事務	1　略								
	2　同法第7条第3項の規定による氏名の届出の受理			○					
	3　略								
	4　略								
	5　同法第17条第1項の規定による毒物劇物製造業者等からの報告の徴収又はこれらの者の製造所等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去							○	総合事務所長
	6　略								
	7　略								
	8　略								
	9　略								
	10　略								
略									
十五　あへん法（昭和29年法律第71号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
十六　大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	5　同法第18条の規定による大麻取扱者免許の取消し			○					
	略								
十七　覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	2　同法第8条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の取消し及び覚せい剤研究者の研究の停止の命令			○					

			略								
			15　同法第32条の規定による覚せい剤施用機関である病院等への立入り及び帳簿等の検査、覚せい剤等の収去又は覚せい剤施用機関の開設者等に対する質問の実施			○					
			略								
		十八　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
			2　同法第23条第1項の規定による採血事業者からの報告の徴収又は採血所への立入り、帳簿等の検査若しくは関係者への質問の実施			○					
		略									
略											
水・大気環境課	一　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく知事の権限に属する事務		略								
			5　同法第10条第2項（同法第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設の設置等の制限期間の短縮							○	総合事務所長
			6　同法第11条（同法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理							○	総合事務所長
			7　同法第12条第3項（同法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設に係る地位の承継の届出の受理							○	総合事務所長
			略								
			11　同法第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理							○	総合事務所長
			12　同法第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設となった際の届出の受理							○	総合事務所長
			13　同法第17条の7第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理							○	総合事務所長
			14　同法第17条の8							○	総合事務所長

			略								
			15　同法第32条の規定による覚せい剤施用機関である病院等への立入り及び帳簿等の検査、覚せい剤等の収去又は覚せい剤施用機関の開設者等に対する質問の実施							○	総合事務所長
			略								
		十八　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
			2　同法第23条第1項の規定による採血事業者からの報告の徴収又は採血所への立入り、帳簿等の検査若しくは関係者への質問の実施							○	総合事務所長
		略									
略											
水・大気環境課	一　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく知事の権限に属する事務		略								
			5　同法第10条第2項（同法第17条の12第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設の設置等の制限期間の短縮							○	総合事務所長
			6　同法第11条（同法第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理							○	総合事務所長
			7　同法第12条第3項（同法第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設に係る地位の承継の届出の受理							○	総合事務所長
			略								
			11　同法第17条の4第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理							○	総合事務所長
			12　同法第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設となった際の届出の受理							○	総合事務所長
			13　同法第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理							○	総合事務所長
			14　同法第17条の7							○	総合事務所長

	の規定による揮発性有機化合物排出施設の計画変更等の命令								
	15　同法第17条の11の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善等の命令							○	総合事務所長
	略								
略									
四　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	9　同法第14条の2第1項から第3項までの規定による事故の状況等の届出の受理							○	総合事務所長
	10　同法第14条の2第4項の規定による応急の措置の命令							○	総合事務所長
	略								
	12　同法第14条の8第2項（同法第14条の8第5項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取		○						
	13　同法第14条の8第4項（同法第14条の8第5項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策重点地域の指定の公示		○						
	14　同法第14条の9第5項の規定による市町村に対する助言及び勧告		○						
	略								
略									
二十一　水道法（昭和32年法律第177号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	略								
	2　略								
	3　同法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定による専用水道の業務の委託又は失効の届出の受理							○	総合事務所長
	4　略								
	5　略								
	6　略								
	7　略								
	8　略								
	9　略								
略									
二十三　天神川流域下水道工事に係	1　工事に係る起工の決定 （一）略								

	の規定による揮発性有機化合物排出施設の計画変更等の命令								
	15　同法第17条の10の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善等の命令							○	総合事務所長
	略								
略									
四　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	9　同法第14条の2第1項又は第2項の規定による事故の状況等の届出の受理							○	総合事務所長
	10　同法第14条の2第3項の規定による応急の措置の命令							○	総合事務所長
	略								
	12　同法第14条の7第2項（第14条の7第5項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取		○						
	13　同法第14条の7第4項（第14条の7第5項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策重点地域の指定の公示		○						
	14　同法第14条の8第5項の規定による市町村に対する助言及び勧告		○						
	略								
略									
二十一　水道法（昭和32年法律第177号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	略								
	2　略								
	3　略								
	4　略								
	5　略								
	6　略								
	7　略								
	8　略								
略									
二十三　天神川流域下水道工事に係	1　工事に係る起工の決定 （一）略								

		る知事の権限に属する事務	(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	○										る知事の権限に属する事務	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの										
															(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの	○									
															(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの								○	中部総合事務所長	
			(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							○	中部総合事務所長														
			(1) 地方機関に令達された予算に係るもの																						
			(2) (1)以外のもの		○																				
			2 工事に係る設計の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	○										2 工事に係る設計の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの										
															(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの	○									
															(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの										
															イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○									
															ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が2億円以上となる場合に限る。）	○									
															ハ イ及びロ以外のもの								○	中部総合事務所長	
			(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの																						
			(1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○																					
			(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が2億円以上となる場合に限る。）	○																					
			(3) (1)及び																						

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

			(2) (1)以外のもの			○					
	略										
衛生環境研究所	略										
	三 その他の事務	略									
		2 庁舎管理に関する事務（衛生環境研究所の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による放置自転車の引渡し (9) 略 (10) 同条例第7条第3項の規定による告示 (11) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し (12) 同条例第8条の規定による費用の請求		○				○ ○ ○			
循環型社会推進課	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第2項の規定による通報の受理							○	総合事務所長
		2 略									
		3 略									
		4 略									
		5 略									
		6 略									
		7 略									
		8 略									
		9 略									
		10 略									
		11 同法第8条の2の2第1項の規定による定期検査							○	総合事務所長
		12 略									
		13 略									
		14 略									
		15 同法第9条第5項の規定による一般廃棄物最終処分場の基準適合確認							○	総合事務所長
		16 略									

	略										
衛生環境研究所	略										
	三 その他の事務	略									
		2 庁舎管理に関する事務（衛生環境研究所の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による廃物の認定 (9) 略 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求		○				○ ○ ○ ○			
循環型社会推進課	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略									
		2 略									
		3 略									
		4 略									
		5 略									
		6 略									
		7 略									
		8 略									
		9 略									
		10 略									
		11 略									
		12 略									
		13 同法第9条第5項の規定による一般廃棄物最終処分場の確認							○	総合事務所長
		14 略									

17 略								
18 略								
19 同法第9条の2の3第2項の規定による一般廃棄物最終処分場の基準適合確認							○	総合事務所長
20 同法第9条の2の4第1項又は第2項の規定による熱回収施設の認定又は当該認定の更新							○	総合事務所長
21 同法第9条の2の4第5項の規定による熱回収施設の認定の取消し							○	総合事務所長
22 略								
23 略								
24 同法第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受理							○	総合事務所長
25 同法第9条の3第10項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令							○	総合事務所長
26 略								
27 略								
28 略								
29 同法第12条第3項又は第4項の規定による産業廃棄物の保管に係る届出の受理							○	総合事務所長
30 同法第12条第9項の規定による産業廃棄物の減量等の計画の受理							○	総合事務所長
31 同法第12条第10項の規定による産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の報告の受理							○	総合事務所長
32 同法第12条第11項の規定による産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の公表			○					
33 同法第12条の2第3項又は第4項の規定による特別管理産業廃棄物の保管に係る届出の受理							○	総合事務所長
34 同法第12条の2第10項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計画の受理							○	総合事務所長
35 同法第12条の2第11項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計							○	総合事務所長

15 略								
16 略								
17 略								
18 略								
19 同法第9条の3第7項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受理							○	総合事務所長
20 同法第9条の3第9項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令							○	総合事務所長
21 略								
22 略								
23 略								
24 同法第12条第7項の規定による産業廃棄物の減量等の計画の受理							○	総合事務所長
25 同法第12条第8項の規定による産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の報告の受理							○	総合事務所長
26 同法第12条第9項の規定による産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の公表			○					
27 同法第12条の2第8項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計画の受理							○	総合事務所長
28 同法第12条の2第9項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計							○	総合事務所長

| | | |

59　同法第15条の2の2第1項の規定による定期検査							○	総合事務所長
60　同法第15条の2の4において準用する同法第8条の5第4項の規定による維持管理積立金の額の通知			○					
61　同法第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出の受理				○				総合事務所長
62　同法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可				○				総合事務所長
63　同法第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止等の届出又は同法第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第4項の規定による産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理							○	総合事務所長
64　同法第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の基準適合確認				○				総合事務所
65　同法第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項の規定による欠格事由に関する届出の受理				○				総合事務所長
66　同法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令				○				総合事務所長
67　略								
68　同法第15条の3の2第2項の規定による産業廃棄物最終処分場の基準適合確認				○				総合事務所長
69　同法第15条の3の3第1項又は第2項の規定による熱回収施設の認定又は当該認定の更新				○				総合事務所長
70　同法第15条の3の3第5項の規定による熱回収施設の認定の取消し				○				総合事務所長
71　略								

51　同法第15条の2の3において準用する同法第8条の5第4項の規定による維持管理積立金の額の通知			○					
52　同法第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出の受理				○				総合事務所長
53　同法第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可				○				総合事務所長
54　同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止等の届出又は同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第4項の規定による産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理							○	総合事務所長
55　同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の基準適合確認				○				総合事務所長
56　同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第6項の規定による欠格事由に関する届出の受理				○				総合事務所長
57　同法第15条の2の6の規定による産業廃棄物処理施設の改善又は使用停止の命令				○				総合事務所長
58　略								
59　略								

			72 略									60 略
			73 略									61 略
			74 略									62 略
			75 略									63 略
			76 略									64 略
			77 略									65 略
			78 略									66 略
			79 略									67 略
			80 略									68 略
			81 略									69 略
			82 略									70 略
			83 略									71 略
			84 略									72 略
			85 略									73 略
			86 略									74 略
			87 略									75 略
			88 略									76 略
			89 略									77 略
			90 同法第19条の8第6項の規定による維持管理積立金の取戻し		○							
			91 略									78 略
			92 略									79 略
			93 略									80 略
			94 略									81 略
			95 略									82 略
			96 略									83 略
			97 略									84 略
		二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の5（同令第7条の4において準用する場合を含む。）の規定による熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理							○	総合事務所長	二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に基づく知事の権限に属する事務
			2 略									1 略
			3 略									2 略
			4 略									3 略
			5 略									4 略
		三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略									三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に基づく知事の権限に属する事務 1 略
			2 同令第5条の5の11の規定による熱回収施設における熱回収に関する報告書の受理							○	総合事務所長	
			3 同令第8条の2の6（同令第8条の13の6において読み替えて準用する場合を含む。）							○	総合事務所長	

			の規定による産業廃棄物の保管の廃止の届出の受理																		
			4　同令第8条の29の規定による管理票交付者からの報告書の受理						○	総合事務所長											
			5　同令第8条の38の規定による電子情報処理組織使用事業者からの報告書の受理						○	総合事務所長											
			6　略											2　略							
			7　略											3　略							
			8　同令第12条の7の15の規定による特定産業廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理			○				総合事務所長				4　同令第12条の7の5において準用する同令第4条の17の規定による特定産業廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理			○				総合事務所長
			9　同令第12条の7の17第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出に係る変更又は廃止の届出の受理			○				総合事務所長				5　同令第12条の7の7第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出に係る変更又は廃止の届出の受理			○				総合事務所長
	四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）に基づく知事の権限に属する事務										四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第2条の2の規定による許可証の書換え交付						○	総合事務所長
												2　同規則第3条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付						○	総合事務所長
												3　同規則第4条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可証の返納の受理						○	総合事務所長
												4　同規則第4条の2の規定による許可証の交付						○	総合事務所長
												5　同規則第4条の3の規定による認可証の交付						○	総合事務所長
			1　同規則第5条の規定による届出の受理			○				総合事務所長				6　同規則第5条の規定による届出の受理						○	総合事務所長
			2　略											7　略							
			3　略											8　略							
			4　略											9　略							
			5　略											10　略							
			6　略											11　略							
			7　略											12　略							
			8　略											13　略							
			9　略											14　略							
			10　略											15　略							
			11　略											16　略							
			12　略											17　略							

	13 略								
	14 略								
	15 略								
	16 略								
	17 略								
	18 略								
	19 略								
略									
十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	42 同法第125条第1項又は第2項の規定による警察本部長への意見聴取							○	総合事務所長
	43 同法第126条の規定による警察本部長からの意見の受理							○	総合事務所長
	44 同法第127条の規定による関係行政機関等への照会							○	総合事務所長
	略								
十二 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	8 略								
	9 同条例第10条第3項の規定による説明会への立会い又は関係市町村の職員への立会いの要請							○	総合事務所長
	10 略								
	11 略								
	12 略								
	13 同条例第13条第2項の規定による市町村長、学識経験者その他の者への協力の要請							○	総合事務所長
	14 略								

	18 略								
	19 略								
	20 略								
	21 略								
	22 同規則第16条第1項の規定による特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更に係る報告書の受理							○	総合事務所長
	23 同規則第16条第2項の規定による産業廃棄物の処理に関する報告書の受理							○	総合事務所長
	24 同規則第16条第3項の規定による特別管理産業廃棄物の処理に関する報告書の受理							○	総合事務所長
	25 同規則第16条第4項の規定による産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集等に関する報告書の受理							○	総合事務所長
	26 略								
	27 略								
	28 略								
略									
十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	42 同法第125条第1項又は第2項の規定による警察本部長への意見聴取				○				総合事務所長
	43 同法第126条の規定による警察本部長からの意見の受理				○				総合事務所長
	44 同法第127条の規定による関係行政機関等への照会				○				総合事務所長
	略								
十二 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	8 略								
	9 略								
	10 略								
	11 略								
	12 同条例第13条第2項の規定による市町村長への協力の要請							○	総合事務所長
	13 略								

		15 略								
		16 略								
		17 略								
		18 略								
		19 略								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
		23 略								
		24 略								
		25 略								
		26 略								
		27 略								
		28 略								
		29 略								
		30 略								
		31 略								
		32 略								
		33 略								
		34 略								
	略									
略										
公園自然課	略									
	十一 土木工事に係る知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	1 土木工事に係る起工の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長
		2 土木工事に係る設計の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○						

		14 略								
		15 略								
		16 略								
		17 略								
		18 略								
		19 略								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
		23 略								
		24 略								
		25 略								
		26 略								
		27 略								
		28 略								
		29 略								
		30 略								
		31 略								
		32 略								
		33 略								
	略									
略										
公園自然課	略									
	十一 土木工事に係る知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	1 土木工事に係る起工の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長
		2 土木工事に係る設計の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 国庫負担		○ ○						

| | | |

るもの																			
略									略										
11　同規則第36条第７項、第37条後段、第39条第５項、第40条後段及び第40条の２第３項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長	11　同規則第36条第７項、第37条後段、第39条第５項、第40条後段及び第40条の２第３項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (１)　工事費が２億円以上の工事に係るもの (２)　工事費が２億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長
12　同規則第36条第７項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の２第３項（同規則第68条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な経費の負担の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの		○	○						12　同規則第36条第７項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の２第３項（同規則第68条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な経費の負担の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (１)　工事費が２億円以上の工事に係るもの (２)　工事費が２億円未満の工事に係るもの		○	○					
13　同規則第39条第４項の規定による工事の内容の変更等 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長	13　同規則第39条第４項の規定による工事の内容の変更等 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (１)　工事費が２億円以上の工事に係るもの (２)　工事費が２億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長
14　同規則第40条前段の規定による工									14　同規則第40条前段の規定による工								

| | | |

| | | |

			の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○										るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	○	○									
			24 同規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○									24 同規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	○	○									
			25 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○					○	総合事務所長					25 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	○					○	総合事務所長			
			26 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設	○	○										26 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	○	○									

		計金額が2億円未満の工事に係るもの									
		27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求							○	総合事務所長	
		略									
	略										
略											
農林水産部共通	略										
	三　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略									
		27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求							○	総合事務所長	
		略									
農政課											

		27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　著しく重大なかしに係るもの (1)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (2)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二)　(一)以外のもの	○ ○						○	総合事務所長	
		略									
	略										
略											
農林水産部共通	略										
	三　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略									
		27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　著しく重大なかしに係るもの (1)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (2)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））が5億円未満の工事に係るもの (二)　(一)以外のもの	○ ○						○	総合事務所長	
		略									
農政課	一　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による導入指針の策定、同条第3項の規定による同指針の変更及び同条第4項の規定による同指針の公表		○							
		2　同法第4条第3項の規定による導							○	総合事務所長 地方農林振興	

		入計画の認定							局長
		3　同法第5条第1項の規定による導入計画の変更の認定						○	総合事務所長 地方農林振興局長
		4　同法第5条第2項の規定による認定の取消し						○	総合事務所長 地方農林振興局長
		5　同法第9条の規定による報告の徴収	○						
	二　地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による地力増進地域の指定	○						
		2　同法第5条の規定による地力増進地域についての対策調査の実施					○		
		3　同法第6条第1項の規定による地力増進対策指針の策定	○						
		4　同法第7条第1項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進を図るため必要な助言及び指導					○		
		5　同法第7条第2項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進対策指針に即した営農についての勧告	○						
		6　同法第8条の規定による土壌の性質の改善状況についての調査の実施					○		
		7　同法第9条第1項の規定による農地への立入調査の実施					○		

一　略

二　略

三　略

四　略

五　略

六　略

七　略

八　略

九　略

十　略

十一　略

十二　略

十三　略

十四　略

十五　略

農　略

三　略

四　略

五　略

六　略

七　略

八　略

八の二　略

九　略

十　略

十一　略

十二　略

十三　略

十四　略

十五　略

十六　略

農　略

業大学校	三　その他の事務	略								
		2　庁舎管理に関する事務(農業大学校の庁舎又は構内におけるものに限る。) (一)及び(二)　略 (三)　鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7)　略 (8)　同条例第7条第1項の規定による放置自転車の引渡し (9)　略 (10) 同条例第7条第3項の規定による告示 (11)　同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し (12) 同条例第8条の規定による費用の請求		○				○ ○ ○		
		3　鳥取県宿舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち農業大学校の宿舎に係るもの(同規則第11条第1項又は第2項の規定による宿舎又は駐車場に係る貸付料の決定を除く。)						○		
略										
生産振興課	略									
	六　略									
	七　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による導入指針の策定、同条第3項の規定による同指針の変更及び同条第4項の規定による同指針の公表		○						
		2　同法第4条第3項の規定による導入計画の認定							○	総合事務所長
		3　同法第5条第1項の規定による導入計画の変更の認定							○	総合事務所長
		4　同法第5条第2項の規定による認							○	総合事務所長

業大学校	三　その他の事務	略								
		2　庁舎管理に関する事務(農業大学校の庁舎又は構内におけるものに限る。) (一)及び(二)　略 (三)　鳥取県宿舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち農業大学校の宿舎に係るもの (四)　鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7)　略 (8)　同条例第7条第1項の規定による廃物の認定 (9)　略 (10)　同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12)　同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求		○				○ ○ ○ ○ ○		
		3　鳥取県宿舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち農業大学校の宿舎に係るもの(同規則第11条第1項の規定による宿舎に係る貸付料の決定を除く。)						○		
略										
生産振興課	略									
	六　略									

			定の取消し																				
			5　同法第9条の規定による報告の徴収							○	総合事務所長												
		八　地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第1項の規定による地力増進地域の指定		○																		
			2　同法第5条の規定による地力増進地域についての対策調査の実施						○														
			3　同法第6条第1項の規定による地力増進対策指針の策定		○																		
			4　同法第7条第1項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進を図るため必要な助言及び指導						○														
			5　同法第7条第2項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進対策指針に即した営農についての勧告		○																		
			6　同法第8条の規定による土壌の性質の改善状況についての調査の実施						○														
			7　同法第9条第1項の規定による農地への立入調査の実施						○														
	九　略												七　略										
略												略											
県土整備部共通	一　土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港湾整備事業並びに海岸整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　土木工事に係る起工の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長	県土整備部共通	一　土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港湾整備事業並びに海岸整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　土木工事に係る起工の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が2億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長
		2　土木工事に係る設計の変更 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○									2　土木工事に係る設計の変更 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が2億円未満の工事に係るも		○						

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

			るもの								
			26　同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○ ○						
			27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求							○	総合事務所長
			略								
	略										
県土総務課	略										
	四　建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
			6　同令第10条の規定による国土交通大臣に対する申請書の副本の送付等			○					
	略										
	八　その他の事務	略									
			2　天神川流域下水道工事、公園自然課が所掌する土木工事及び農林土木工事に係る入札の執行等 (一)　略 (二)　工事に伴う委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (1)及び(2)　略 (3)　鳥取県建設工事執行規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 イ　略 ロ　請負対象設計金額が		○						

			26　同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が2億円未満の工事に係るもの		○ ○						
			27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　著しく重大なかしに係るもの (1)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (2)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二)　(一)以外のもの	○	○					○	総合事務所長
			略								
	略										
県土総務課	略										
	四　建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
			6　同令第10条の規定による建設大臣に対する申請書の副本の送付等			○					
	略										
	八　その他の事務	略									
			2　天神川流域下水道工事、公園自然課が所掌する土木工事及び農林土木工事に係る入札の執行等 (一)　略 (二)　工事に伴う委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (1)及び(2)　略 (3)　鳥取県建設工事執行規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 イ　略 ロ　請負対象設計金額が								

			２億円以上５億円未満の工事に係るもの																										
			ハ　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの																										
			(イ)　天神川流域下水道工事に係るもの						○	中部総合事務所長																			
			(ロ)　東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長																			
			(ハ)　(イ)及び(ロ)以外のもの						○	総合事務所長																			
			(4)　鳥取県建設工事執行規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託																										
			イ　略																										
			ロ　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの		○																								
			ハ　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの			○																							
			(5)　略																										
			(三)　略																										
			3　営繕工事に係る入札の執行等																										

			５億円未満の工事に係るもの																										
			(イ)　工事費が２億円以上の工事に係るもの		○																								
			(ロ)　工事費が２億円未満の工事に係るもの																										
			a　天神川流域下水道工事に係るもの																			○	中部総合事務所長							
			b　東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの																			○	鳥取港湾事務所長							
			c　a及びb以外のもの																			○	総合事務所長							
			(4)　鳥取県建設工事執行規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託																										
			イ　略																										
			ロ　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの																										
			(イ)　工事費が２億円以上の工事に係るもの		○																								
			(ロ)　工事費が２億円未満の工事に係るもの			○																							
			(5)　略																										
			(三)　略																										
			3　営繕工事に係る入札の執行等																										

			(一) 略 (二) 工事に伴う委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (1)及び(2) 略 (3) 鳥取県建設工事執行規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 イ 略 ロ 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの ハ 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (4) 鳥取県建設工事執行規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託 イ 略 ロ 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○													(一) 略 (二) 工事に伴う委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (1)及び(2) 略 (3) 鳥取県建設工事執行規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 イ 略 ロ 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (イ) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が2億円未満の工事に係るもの (4) 鳥取県建設工事執行規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託 イ 略 ロ 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (イ) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が2億円未満の工事に係るもの a 建築工事に係るもの (a) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (b) (a)以外のもの Ⅰ 東部総	○ ○ ○ ○ ○																		

																		合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの Ⅱ 中部総合事務所の所管区域に係るもの Ⅲ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの b 設備工事に係るもの (a) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (b) 工事費が6,000万		○					○	中部総合事務所長		
																												○	西部総合事務所長		

未の事係も円満工にるのⅠ営繕費に係る本庁舎等の工事に係るものⅡⅠ以外のもの(Ⅰ)東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの(Ⅱ)中部総合事務所の所管区域に係るもの(Ⅲ)西

○

○ 東部総合事務所長

○ 中部総合事務所長

○ 西部総合事務所長

| | | |

| | | |

			事務所の所管区域に係るもの (三) 略								
技術企画課	略										
	二 土地収用法に基づく知事の権限に属する事務	略									
		2 略									
		3 略									
		4 略									
		5 略									
		6 略									
		7 略									
		8 略									
		9 略									
		10 同法第24条第4項及び第5項（同法第34条の4第3項及び第42条第4項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の権限の代行及び権限を代行する旨の通知			○						
		11 略									
		12 略									
		13 略									
		14 略									
		15 同法第28条の規定による事業の認定の拒否の通知		○							
		16 略									

			(三) 略								
技術企画課	略										
	二 土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		2 略									
		3 同法第14条第1項及び第3項の規定による障害物の伐除の許可の申請			○						
		4 同法第15条の2第1項の規定による土地等の取得について合意が成立しない場合のあっせんの申請		○							
		5 同法第16条の規定による事業の認定の申請		○							
		6 略									
		7 略									
		8 略									
		9 略									
		10 略									
		11 略									
		12 略									
		13 同法第24条第4項及び第5項（同法第34条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の権限の代行及び権限を代行する旨の通知			○						
		14 略									
		15 略									
		16 略									
		17 略									
		18 同法第28条の規定による事業の認定の拒否		○							
		19 略									
		20 同法第30条第1項（同法第30条の2において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止等により土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出			○						

17　同法第30条第2項（同法第30条の2において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止又は変更があった旨の告示、市町村長への通知及びその旨の国土交通大臣への報告			○					
18　略								
19　略								
20　略								
21　同法第42条第4項の規定により行う同条第2項の規定による公告			○					
22　略								
23　略								

及び周知の措置								
21　同法第30条第2項（同法第30条の2において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止又は変更があった旨の告示及びその旨の国土交通大臣への報告		○						
22　同法第32条第1項の規定による収用又は使用の手続の保留の申立書の提出		○						
23　同法第34条の規定による収用又は使用の手続を保留した土地についての手続を開始する旨の申立て		○						
24　略								
25　略								
26　同法第35条第1項及び第2項の規定による事業の準備のため等の土地等の測量及び調査並びに当該土地等の占用者への通知			○					
27　同法第36条第4項の規定による市町村長に対する立会及び署名押印の要求		○						
28　略								
29　略								
30　略								
31　同法第40条第1項の規定による収用委員会に対する裁決の申請及び同法第47条の3第1項の規定による収用委員会に対する明渡裁決の申立てに係る書類の提出		○						
32　同法第50条第2項の規定による収用委員会に対する和解調書の作成の申請		○						
33　同法第63条の規定による収用委員会の審理における意見書の提出等及び参考人等の審問の申立て		○						
34　同法第79条の規定による物件の収用の請求		○						
35　同法第82条第3項及び第6項の規定による替地の提		○						

										供についての収用委員会の勧告の受諾の決定									
										36 同法第82条第5項の規定による替地の譲渡のあっ旋の申請		○							
										37 同法第84条第1項の規定による工事の代行による補償の要求		○							
										38 同法第85条第1項の規定による物件移転の代行による補償の要求		○							
			24 略							39 略									
			25 同法第122条第1項の規定による市町村長への通知		○					40 同法第95条第2項及び第4項（同法第97条第2項において準用する場合を含む。）並びに第5項の規定による補償金等の供託		○							
										41 同法第102条の2第1項の規定による土地等の引渡し等の請求		○							
										42 同法第105条の規定による土地の返還又は原状回復			○						
										43 同法第107条第1項の規定による不用となった土地等の買受権者への通知又は買受権者を確知することができない場合の公告			○						
										44 同法第116条第1項の規定による収用委員会への協議の確認の申請			○						
										45 同法第122条第1項の規定による非常災害の際の土地の使用		○							
										46 同法第123条第1項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用についての収用委員会への申立て		○							
		略								略									
										四 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による特定公共事業の認定に係る関係住民からの意見の聴取等	○							
											2 同法第4条第1項の規定による特定公共事業の国土交通大臣への認定の申請	○							
											3 同法第20条第1項の規定による収用委員会への緊急裁決の申立て	○							
											4 同法第29条の規定	○							

		四 略								
		五 略								
		六 略								
		七 略								
		八 略								
		九 略								
		十 略								
道路企画課	一 道路法に基づく知事の権限に属する事務（道路建設課の所掌事務に係るものを除く。）	略								
		62 同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一) 6の(一)により承認したものに係るもの (二) 7により許可したものに係るもの (三) 略							○ ○	総合事務所長 総合事務所長
		略								
	略									
	六 略									
	七 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条第1項の規定による特定路外駐車場の設置及び同条第2項の規定による変更に係る事項の届出の受理							○	総合事務所長
		2 同法第12条第3項の規定による必要な措置の命令							○	総合事務所長
		3 同法第53条第2項の規定による報告の要求及び立入検査							○	総合事務所長
	八 略									
略										
治山砂防課	略									
	十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		21 略								
		22 同法第26条第1項の規定による緊急調査（委託する場合を除く。）の実施及び同条第2項の規定による終了							○	総合事務所長
		23 同法第28条第1項の規定による緊急調査のための土地の立入り又は一時使用							○	総合事務所長
	略									

		による仮住居の提供又は当該仮住居の条件に適合し、相当であることについての収用委員会への確認の申請								
		五 略								
		六 略								
		七 略								
		八 略								
		九 略								
		十 略								
		十一 略								
道路企画課	一 道路法に基づく知事の権限に属する事務（道路建設課の所掌事務に係るものを除く。）	略								
		62 同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一) 11の(一)により承認又は許可したものに係るもの (二) 13により許可したものに係るもの (三) 略							○ ○	総合事務所長 総合事務所長
		略								
	略									
	六 略									
	七 略									
略										
治山砂防課	略									
	十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		21 略								
	略									

空港港湾課	一 土木工事（空港整備事業（鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び港湾・漁港・海岸整備事業（鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港湾整備事業並びに海岸整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る土木工事に限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び電気設備工事（鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1 土木工事及び電気設備工事に係る起工の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの		○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	空港港湾課	一 土木工事（空港整備事業（鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び港湾・漁港・海岸整備事業（鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港湾整備事業並びに海岸整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る土木工事に限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び電気設備工事（鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1 土木工事及び電気設備工事に係る起工の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの		○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
		2 土木工事及び電気設備工事に係る設計の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○								2 土木工事及び電気設備工事に係る設計の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合に限る。） ハ イ及びロ以外のもの (イ) 空港整備事業に係るもの (ロ) 港湾・漁港・海岸整備事業に係	○ ○ ○ ○						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長

		(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								
		(1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○							
		(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合に限る。）	○							
		(3) (1)及び(2)以外のもの								
		イ 空港整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長
		ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの							○	鳥取港湾事務所長
	略									
略										
三 土木工事及び電気設備工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略									
	8 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託									
	(一) 略									
	(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○							
	(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
	(1) 空港整備事業に係るもの								○	鳥取空港管理事務所長
	(2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								○	鳥取港湾事務所長
	略									

		るもの								
	略									
略										
三 土木工事及び電気設備工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略									
	8 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託									
	(一) 略									
	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの									
	(1) 工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下空港港湾課の項の三において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの		○							
	(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									
	イ 空港整備事業に係るもの								○	鳥取空港管理事務所長
	ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								○	鳥取港湾事務所長
	略									

11　同規則第36条第７項、第37条後段、第39条第５項、第40条後段及び第40条の２第３項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの （１）　空港整備事業に係るもの （２）　港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの		○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	11　同規則第36条第７項、第37条後段、第39条第５項、第40条後段及び第40条の２第３項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの （１）　工事費が２億円以上の工事に係るもの （２）　工事費が２億円未満の工事に係るもの イ　空港整備事業に係るもの ロ　港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの		○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
12　同規則第36条第７項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の２第３項（同規則第68条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な経費の負担の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの		○	○						12　同規則第36条第７項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の２第３項（同規則第68条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な経費の負担の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの （１）　工事費が２億円以上の工事に係るもの （２）　工事費が２億円未満の工事に係るもの		○	○					
13　同規則第39条第４項の規定による工事の内容の変更等 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの		○							13　同規則第39条第４項の規定による工事の内容の変更等 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの （１）　工事費が２億円以上の工事に係るもの		○						

| | | |

			(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長																		
			16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの		○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長				16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの		○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	
			17 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの		○				○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長				17 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの		○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	
			18 同規則第42条第											18 同規則第42条第														

| | | |

| | | |

		の								
		26　同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○ ○						
		27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　空港整備事業に係るもの (二)　港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	
		略								
略										

		26　同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が2億円未満の工事に係るもの		○ ○						
		27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　著しく重大なかしに係るもの (1)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (2)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二)　(一)以外のもの (1)　空港整備事業に係るもの (2)　港湾整備事業、漁港整備事業及び海岸整備事業に係るもの	○	○					○ ○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
		略								
略										

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政総務局、地域づくり支援局、子育て支援総室、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び外商振興局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任専決権者 部長	委任専決権者 局長	委任専決権者 課長	委任専決権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略												
子育て支援総室	一　児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものを除く。）	略										
		52　略										
		53　同法第35条第3項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理				○						

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 局長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任専決権者 部長	委任専決権者 局長	委任専決権者 課長	委任専決権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略												
子育て支援総室	一　児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものを除く。）	略										
		52　略										

54 同法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可			○							
55 同法第35条第6項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理				○						
56 同法第35条第7項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認			○							
57 同法第46条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は立入検査の実施 (一) 保育所、母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに町村の区域に所在する助産施設に係るもの (二)及び(三) 略									○	総合事務所長
58 同法第46条第3項の規定による必要な改善の勧告及び命令 (一) 保育所、母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに町村の区域に所在する助産施設に係るもの (二)及び(三) 略									○	総合事務所長
59 略										
60 略										
61 同法第56条第2項の規定による費用の徴収 (一) 同法第50条第5号、第6号及び第6号の3に掲げる費用の徴収 (二) (一)以外のもの									○ ○	総合事務所長 児童相談所長
62 略										
63 略										
64 同法第56条第8項の規定による資料の徴収等 (一) 同法第50条第5号、第6号及び第6号の3に掲げる費用並びに同法第21条の5に規定する因難の給付に要する費用に係るもの (二) (一)以外のもの									○ ○	総合事務所長 児童相談所長
65 略										

53 同法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可 (一) 町村の区域に所在する助産施設、保育所及び児童厚生施設に係るもののうち、一部変更に係るもの (二) (一)以外のもの			○						○	総合事務所長
54 同法第35条第7項の規定による児童福祉施設の休廃止の承認			○							
55 同法第46条第1項の規定による報告の徴収及び関係者への質問又は立入検査の実施 (一) 保育所及び母子生活支援施設並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二)及び(三) 略									○	総合事務所長
56 同法第46条第3項の規定による必要な改善の勧告及び命令 (一) 保育所及び母子生活支援施設並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二)及び(三) 略									○	総合事務所長
57 略										
58 略										
59 同法第56条第2項の規定による費用の徴収									○	総合事務所長
60 同法第56条第3項の規定による年齢等に応じて定める額の徴収									○	総合事務所長
61 略										
62 略										
63 同法第56条第8項の規定による資料の徴収等									○	総合事務所長
64 略										

	66 同法第39条第1項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入調査の実施 (一) 届出保育施設等に係るもの（同法第38条の規定により認可を取り消されたものを含む。以下子育て支援総括室の項の一において同じ。） (二) (一)以外のもの						○		○	総合事務所長
	67 同法第39条第3項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の勧告 (一) 届出保育施設等に係るもの (二) (一)以外のもの						○		○	総合事務所長
	68 同法第39条第4項の規定による勧告に従わなかった旨の公表 (一) 届出保育施設等に係るもの (二) (一)以外のもの					○			○	総合事務所長
	69 同法第39条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令 (一) 届出保育施設等に係るもの (二) (一)以外のもの					○			○	総合事務所長
	70 同法第39条の2第1項又は第2項の規定による届出の受理								○	総合事務所長
	71 同法第39条の2の5第1項の規定による報告の受理								○	総合事務所長
	72 同法第39条の2の5第2項の規定による公表								○	総合事務所長
二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものを除く。）	略									
	4 同令第38条の規定による児童福祉施設の実地の検査 (一) 保育所、母子生活支援施設及び児童厚生施設並びに町村の区域に所在する助産施設に係るもの (二)及び(三) 略								○	総合事務所長
三 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略									
	2 同令第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理 (一) 町村の区域に所在する助産施設、保育所及び児童厚生施設に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長
	3 略									
略										

	65 同法第39条第1項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入調査の実施						○				
	66 同法第39条第3項の規定による施設の設備又は運営の改善その他の勧告						○				
	67 同法第39条第4項の規定による勧告に従わなかった旨の公表					○					
	68 同法第39条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令					○					
	69 同法第39条の2第1項又は第2項の規定による届出の受理							○			
	70 同法第39条の2の5第1項の規定による報告の受理							○			
	71 同法第39条の2の5第2項の規定による公表							○			
二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援課の所掌事務に係るものを除く。）	略										
	4 同令第38条の規定による児童福祉施設の実地の検査 (一) 保育所及び母子生活支援施設並びに町村の区域に所在する助産施設及び児童厚生施設に係るもの (二)及び(三) 略									○	総合事務所長
三 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略										
	2 略										
略											

くらしの安心推進課	略											
	八　調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第11条第1項の規定による調理師の名簿の訂正									○	総合事務所長
		略										
	略											
	十三　と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略										
		2　同法第4条第3項の規定による一般と畜場等の変更の届出の受理				○						
		3　略										
		4　略										
		5　略										
		6　略										
		7　略										
		8　略										
		9　略										
		10　略										
		11　略										
		12　略										
		13　略										
	略											
略												
住宅政策課	略											
	八　鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）に基づく事務	1　同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募									○	西部総合事務所長
		2　同条例第6条の規定による特別県営住宅の家賃の徴収									○	西部総合事務所長
		3　同条例第6条の2の規定による収入状況の報告の請求等									○	西部総合事務所長
		4　同条例第7条の規定による住宅管理人の設置									○	西部総合事務所長

くらしの安心推進課	略											
	八　調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第11条第1項の規定による調理師の名簿の訂正					○					総合事務所長
		略										
	略											
	十三　と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略										
		2　略										
		3　略										
		4　略										
		5　略										
		6　略										
		7　略										
		8　略										
		9　略										
		10　略										
		11　略										
		12　略										
	略											
略												
住宅政策課	略											
	八　鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）に基づく事務	1　同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募									○	総合事務所長
		2　同条例第6条の規定による特別県営住宅の家賃の徴収 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同条例第6条の2の規定による収入状況の報告の請求等 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		4　同条例第7条の規定による住宅管理人の設置									○	総合事務所長

| | | |

	(二十一) 同条例第24条の16第3項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の免除									○	西部総合事務所長
	(二十二) 同条例第24条の16第4項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の猶予									○	西部総合事務所長
	(二十三) 略										
九 鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和43年鳥取県規則第41号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの										
	(一) 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理									○	西部総合事務所長
	(二) 同規則第16条の8の規定による県営住宅駐車場の使用者変更の承認									○	西部総合事務所長
略											
二十四 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
	2 略										
	3 同法第5条の2の規定による住所等の届出の受理				○						
	4 略										
	5 略										
	6 略										
	7 略										
	8 略										
	9 略										
	10 略										
	11 略										
	12 略										
	13 略										
	14 略										
	15 略										
	16 略										
	17 略										
	18 略										
	19 略										
	20 略										
	21 略										
	22 略										
	23 略										
	24 略										
	25 略										
	26 略										
	27 略										
	28 略										

	(二十一) 同条例第24条の16第3項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の免除									○	総合事務所長
	(二十二) 同条例第24条の16第4項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の猶予									○	総合事務所長
	(二十三) 略										
九 鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和43年鳥取県規則第41号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの										
	(一) 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理									○	総合事務所長
	(二) 同規則第16条の8の規定による県営住宅駐車場の使用者変更の承認									○	総合事務所長
略											
二十四 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
	2 略										
	3 略										
	4 略										
	5 略										
	6 略										
	7 略										
	8 略										
	9 略										
	10 略										
	11 略										
	12 略										
	13 略										
	14 略										
	15 略										
	16 略										
	17 略										
	18 略										
	19 略										
	20 略										
	21 略										
	22 略										
	23 略										
	24 略										
	25 略										
	26 略										
	27 略										

	29 略
	30 略
	31 略
	32 略
	33 略
	34 略
	35 略
	36 略
	37 略
	38 略
	39 略
	40 略
	41 略
	42 略
	43 略
	44 略
	45 略
	46 略
	47 略
	48 略
	49 略
	50 略
	51 略
	52 略
	53 略
	54 略
	55 略
	56 略
	57 略
	58 略
	59 略
	60 略
	61 略
	62 略
	63 略
略	
三十一　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく知事の権限に属する事務	略
略	

	28 略
	29 略
	30 略
	31 略
	32 略
	33 略
	34 略
	35 略
	36 略
	37 略
	38 略
	39 略
	40 略
	41 略
	42 略
	43 略
	44 略
	45 略
	46 略
	47 略
	48 略
	49 略
	50 略
	51 略
	52 略
	53 略
	54 略
	55 略
	56 略
	57 略
	58 略
	59 略
	60 略
	61 略
	62 略
略	
三十一　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく知事の権限に属する事務	略
略	

略												
森林・林業総室	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		18　同法第26条の2の規定による保安林の指定の解除及び同法第27条第3項の規定による保安林の指定の解除申請の進達										
		(一)　面積が10ヘクタール未満のもの			○							
		(二)　(一)以外のもの		○								
		略										
略												
十三　略												
	十四　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第8条第1項の規定による県方針の策定及び変更		○								
		2　同法第8条第3項の規定による県方針の公表及び市町村長への通知			○							
		3　同法第10条第4項（第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定による同意		○								
		4　同法第10条第5項（第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定による森林審議会及び市町村長の意見聴取			○							
十五　略												
企画総務部	略											
	五　その他の事務	1　補助金及び会計に関する事務 (一)　農林総合研究所長の名において処理することが適当であり、農林水産部長が別に定めるもの (二)　病害虫防除所の予算執行に関する事務						○	○			
		2　公有財産に関する事務（農林総合研究所の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)　普通財産の貸付け又は財産の借受けのうち軽易なもの (二)　行政財産の使用許可及び行政財産の使用料の減免のうち軽易なもの (三)　公有財産の登記又は登録 (四)　公有財産の用途の変更、原形の変更又は用途の廃止のうち軽易なもの (五)　鳥獣保護区の指						○ ○ ○ ○				

略												
森林・林業総室	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		18　同法第26条の2の規定による保安林（面積が10ヘクタール未満のものに限る。）の指定の解除及び同法第27条第3項の規定による保安林の指定の解除申請の進達（面積が10ヘクタール未満のものに限る。）			○							
		略										
略												
十三　略												
十四　略												
企画総務部	略											
	五　その他の事務	1　補助金及び会計に関する事務 (一)　農林総合研究所長の名において処理することが適当であり、農林水産部長が別に定めるもの (二)　病害虫防除所の予算執行に関する事務			○	○						
		2　公有財産に関する事務（農林総合研究所の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)　普通財産の貸付け又は財産の借受けのうち軽易なもの (二)　行政財産の使用許可及び行政財産の使用料の減免のうち軽易なもの (三)　公有財産の登記又は登録 (四)　公有財産の用途の変更、原形の変更又は用途の廃止のうち軽易なもの (五)　鳥獣保護区の指			○ ○ ○ ○							

			産の創造等に関する基本条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 同条例第17条第2項の規定による特許出願若しくは特許を受ける権利の承継の届出又は特許権の移転の登録 (2) 同条例第22条第1項の規定による特許権の実施の許諾						○ ○										産の創造等に関する基本条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 同条例第17条第2項の規定による特許出願若しくは特許を受ける権利の承継の届出又は特許権の移転の登録 (2) 同条例第22条第1項の規定による特許権の実施の許諾		○ ○							
			3 庁舎管理に関する事務（園芸試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県駐車場等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による放置自転車の引渡し (9) 略 (10) 同条例第7条第3項の規定による告示 (11) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し (12) 同条例第8条の規定による費用の請求		○					○ ○ ○										3 庁舎管理に関する事務（園芸試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県駐車場等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による廃棄物の認定 (9) 略 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求		○					○ ○ ○ ○		
農業試験場	一 その他の事務	1 庁舎管理に関する事務（農業試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県駐車場等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による放置自転車の引渡し (9) 略 (10) 同条例第7条第3項の規定による告示		○					○				農業試験場	一 鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による手数料の減免 2 同条例別表の規定による手数料の額の決定							○ ○		
													二 その他の事務	1 庁舎管理に関する事務（農業試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県駐車場等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による廃棄物の認定 (9) 略 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示		○					○ ○		

		(11) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し								○																			
		(12) 同条例第8条の規定による費用の請求								○																			
畜産試験場	略																												
	三 その他の事務	1 庁舎管理に関する事務（畜産試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による放置自転車の引渡し (9) 略 (10) 同条例第7条第3項の規定による告示 (11) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し (12) 同条例第8条の規定による費用の請求		○						○ ○ ○																				

		(12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分																										○	
		(13) 同条例第9条の規定による費用の請求																										○	
畜産試験場	略																												
	三 その他の事務	1 庁舎管理に関する事務（畜産試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県宿舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち畜産試験場の宿舎に係るもの (四) 鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による廃物の認定 (9) 略 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求								○ ○ ○ ○ ○ ○ ○																				
		2 鳥取県宿舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち畜産試験場の宿舎に係るもの（同規則第1条第1項の規定による宿舎に係る貸付料の決定を除く。）																										○	
中小家畜試験場	一 その他の事務	1 庁舎管理に関する事務（中小家畜試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による放置自転車の引渡し (9) 略 (10) 同条例第7条第3項の規定による告示 (11) 同条例第7		○						○ ○																			

中小家畜試験場	一 その他の事務	1 庁舎管理に関する事務（中小家畜試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による廃物の認定 (9) 略 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8																											

		条第4項の規定による放置自動車の引渡し											
		(12) 同条例第8条の規定による費用の請求								○			
林業試験場	略												
	五 その他の事務	略											
		3 庁舎管理に関する事務（林業試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による放置自転車の引渡し (9) 略 (10) 同条例第7条第3項の規定による告示 (11) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し (12) 同条例第8条の規定による費用の請求		○						○ ○ ○			
水産課	略												
	十三 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
		9 同法第7条の2第1項の規定による特定疾病についての届出の受理									○	栽培漁業センター所長	
		略											
		22 同法第15条の規定による持続的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言									○	栽培漁業センター所長	
	略												
	二十 農林土木工事（沿岸漁場整備事業に係る農林土木工事に限る。以下水産課の項の二十から二十三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1 農林土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象予定金額（請負契約の対象となる部分の予定金額をいう。以下水産課の項の二十から二十三までにおいて同じ。）が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象予定金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	○	○									

		条第3項の規定による放置自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求								○			
林業試験場	略												
	五 その他の事務	略											
		3 庁舎管理に関する事務（林業試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による廃棄物の認定 (9) 略 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求		○						○ ○ ○ ○			
水産課	略												
	十三 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
		9 同法第7条の2第1項の規定による特定疾病についての届出の受理									○	水産試験場長	
		略											
		22 同法第15条の規定による持続的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言									○	水産試験場長	
	略												
	二十 農林土木工事（沿岸漁場整備事業に係る農林土木工事に限る。以下水産課の項の二十一から二十三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1 農林土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象予定金額（請負契約の対象となる部分の予定金額をいう。水産課の項の二十一から二十三までにおいて同じ。）が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象予定金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿	○	○							○	鳥取港湾事	

| | | |

		係る委託業務に限る。以下水産課の項の三十一及び三十二において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務												係る委託業務に限る。水産課の項の三十二及び三十三において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務											
		二十二　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象額（請負契約の締結後に請負対象額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額。以下1及び6から38までにおいて同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (1)及び(2)　略 (二)　略												二十二　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象額（請負契約の締結後に請負対象額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額。以下(二)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (1)及び(2)　略 (二)　略										
			略												略										
			6　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一)　請負対象額が5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三)　略	○										6　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一)　請負対象額（請負契約の締結後に請負対象額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額。以下水産課の項の三において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三)　略	○										
			略												略										
			8　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)　略 (二)　請負対象額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額が2億円未満		○									8　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)　略 (二)　請負対象額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下水産課の項の三において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が2億円未満の工事に係るもの イ　東部地区台岸漁港整備事業に係るもの ロ　イ以外のもの		○								○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長

			の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長																
			略																								
			11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長															
			12 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段又は第40条の2第3項（同規則第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○		○																						
			13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満		○																						

			略																								
			11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの ロ イ以外のもの			○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長														
			12 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段又は第40条の2第3項（同規則第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの			○		○																				
			13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの ロ イ以外のもの			○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長														

			の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長																				
			14 同規則第10条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長					14 同規則第10条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの ロ イ以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長		
			15 同規則第10条の2第1項又は第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長					15 同規則第10条の2第1項又は第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの ロ イ以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長		
			16 同規則第11条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○													16 同規則第11条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの ロ イ以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長		

			(1) 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの								○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長																	
			17 同規則第12条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 略 (二) 請負対象建設工事金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象建設工事金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長								17 同規則第12条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 略 (二) 請負対象建設工事金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの ロ イ以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長	
			18 同規則第12条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負対象建設工事金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象建設工事金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長								18 同規則第12条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負対象建設工事金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの ロ イ以外のもの		○							○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長	
			19 同規則第12条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象建設工事金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象建設工事金額が2億円未満の工事に係るもの		○		○													19 同規則第12条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象建設工事金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの		○		○							
			略																	略									
			21 同規則第15条第5																	21 同規則第15条第5									

項の規定による費用の負担の協議 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○		○																											
略																															
23 同規則第19条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○		○																											
24 同規則第22条第1項（同規則第26条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○		○																											
25 同規則第27条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの		○								○	鳥取港湾事務所長																				

項の規定による費用の負担の協議 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの		○		○																											
略																															
23 同規則第19条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの		○		○																											
24 同規則第22条第1項（同規則第26条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの		○		○																											
25 同規則第27条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸無線整備事業に係るもの ロ イ以外のもの		○																						○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長						

	(2) (1)以外のもの								○	総合事務所長
	26 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○		○					
	27 同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの (二) (一)以外のもの								○ ○	鳥取港等事務所長 総合事務所長
	略									
略										

	26 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの		○		○					
	27 同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 著しく重大なかしに係るもの (1) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの	○	○							○ ○	鳥取港等事務所長 総合事務所長
	略									
略										

附　則

この規則は、平成23年４月１日から施行する。ただし、別表第２水・大気環境課の項第４号の改正規定（同号12から14までに係る部分を除く。）は大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日から、同表治山砂防課の項の改正規定は同年５月１日から施行する。